

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成29年9月6日（水）午前10時
富岡町役場 全員協議会室

開議 午前10時00分

出席委員（13名）

委員長	宇佐神 幸一君	副委員長	堀本典明君
1番	渡辺正道君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	早川恒久君
5番	遠藤一善君	6番	安藤正純君
7番	渡辺英博君	8番	高野泰君
9番	黒澤英男君	10番	高橋実君
11番	渡辺三男君		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一人君
会計管理者	三瓶直人君
参事務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斎藤一宏君
参事務課長	渡辺弘道君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君

参 教 育 事 総 務 課 兼 長	石 井 和 弘 君
拠 点 整 備 課 長	竹 原 信 也 君
参 郡 山 事 支 所 兼 長	菅 野 利 行 君
い わ き 支 所 長	三 瓶 雅 弘 君
生 活 子 環 境 課 故 原 対 策 係 長	遠 藤 淳 君

職務のための出席者

議 長	塚 野 芳 美
議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	大 和 田 豊 一
議 会 事 務 局 任	藤 田 志 穂

説明のため出席した者

常 務 執 行 役 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長	大 倉 誠 君
福島復興本社 福島本部復興 推進室長	淺 水 一 成 君
福島復興本社 福島本部復興 推進室リスキー コミュニケーションセンター	高 橋 邦 明 君
福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター所長	北 瀬 裕 明 君
福島復興本社 福島本部 いわき補償相談 センター部長	伊 藤 義 寿 君
福島第二原子力 発電所副所長	原 子 昭 洋 君
福島第二原子力 発電所広報部 リスクコミュニケーション	櫛 田 英 則 君

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成29年5月・6月・7月分）について
2. （1）東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
（2）その他
3. その他

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。まだ2分ありますが、皆さんお集まりなので、始めたいと思います。

では、これより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席者は13名、欠席者はゼロであります。

説明のための出席者は、町執行部より町長、副町長、教育長、生活環境課課長ほか各課の課長であります。また、本日は説明のため、福島復興本社より、大倉代表を初め各担当者においでいただいております。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、庶務係長であります。

お諮りいたします。本日の委員会は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 異議なしを認め、そのように決します。

暫時休議します。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

○委員長（宇佐神幸一君） 再開いたします。

それでは、本特別委員会に町長が出席しておりますので、町長よりご挨拶をお願いいたします。
町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先日原子損害賠償廃炉等支援機構より、号機ごとの燃料デブリ取り出し方針の決定、廃棄物の処理、処分に関する基本的な考え方を取りまとめた戦略プラン2017が発表され、本年9月を目途に中長期ロードマップの改訂を行うものであり、廃炉作業の新たなステージになるものと期待するものであります。

さて、現在福島第一原子力発電所においては、3号機使用済み燃料取り出しのためのドーム屋根設置作業が8月2日に開始され、また汚染水対策の一つである陸側遮水壁については、残る未凍結1号所について8月15日に原子力規制庁より許可され、完全凍結によって現在の建屋流入量を減らせる見込みであります。引き続き町といたしましても、原子力施設の安全性、町民の安全、安心の確保につながる確実な廃炉作業が実施されるよう関係機関と連携し、厳しく監視を行ってまいりたいと考えております。

さて、本日の委員会では、平成29年5月から7月分の通報連絡処理の説明、また中長期ロードマップに基づく廃炉作業の進捗状況について東京電力より説明がありますので、議員の皆様には慎重なご

審議を賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理（平成29年5月・6月・7月分）についてを議題といたします。

生活環境課課長より説明を求めます。

生活環境課課長。

○参事兼生活環境課課長（渡辺弘道君） おはようございます。

それでは、原子力発電所通報連絡処理について、平成29年5月から7月分につきまして担当係長から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 原子力事故対策係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） 皆さん、おはようございます。着座にてご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、原子力発電所通報連絡処理（平成29年5月から平成29年7月分）についてご説明をさせていただきます。お配りしております資料の1ページをお開きください。福島第一原子力発電所からの期間中の通報件数は、下表のとおり869件となっており、そのうち原子力災害対策特別措置法25条による通報が575件となっております。

それでは、通報内容の主なものをご説明させていただきます。初めに、ナンバー3についてご説明いたします。資料の4ページをお開きください。6月4日午後4時5分ごろ、G6エリアA9タンクのフランジ部より水の滴下を協力企業作業員により確認されております。滴下した水は、内堰内にとどまっており、外部への流出はありません。当該タンク側面フランジ部からの滴下を停止させるため仮設ポンプにより当エリア内のC8タンクへ水を移送、その後当該タンク水位が滴下箇所より低い位置まで低下したことにより、6月5日午後5時に滴下がとまったことを確認しております。原因調査につきましては、今後タンクリプレースにあわせ行う予定となっております。

お手数ですが、資料の1ページにお戻りください。次に、ナンバー7についてご説明いたします。資料の7ページをお開きください。1号機タービン建屋の滞留水につきましては、建屋滞留水の水位をサブドレン水位よりも低く管理することで建屋外への漏えいを防止しております。これまで建屋内の壁等で隔離された孤立エリアを除き、滞留水の除去を実施してきましたが、未調査エリアにつきまして調査を実施したところ、タービン建屋地下にある電気マンホールナンバー1及びナンバー2において、サブドレンの水位を超える水位が確認されたため、9時56分に電気マンホールナンバー1、10時2分に電気マンホールナンバー2について運転の制限上の逸脱を宣言しております。その後、サブドレン、地下水ドレンを全停止し、電気マンホールの水の排水を行った結果、サブドレン水位よりも低

い水位となったことから、17時7分に電気マンホールナンバー1、17時9分に電気マンホールナンバー2について運転上の制限の逸脱からの復旧を宣言しております。なお、今回の事象による建屋外への漏えいはございません。

次に、福島第二原子力発電所の通報実績についてご説明をさせていただきます。お手数ですが、2ページをお開きください。福島第二原子力発電所からの期間中の通報件数は下表のとおり18件となっております。

ナンバー1について、ご説明をさせていただきます。10ページをお開きください。3月18日午後3時40分ごろ発生した構内のり面における火災発生に関する原因と対策について報告を受けました。報告によりますと、のり面上部のケーブルから発火した要因は特定できなかったものの、自然発火の可能性について検証を行った結果、のり面近傍の建物の窓ガラスに太陽光が1点に集中し、その光がケーブル外側の被覆管に集中したことにより、表面温度を徐々に上昇させ発火に至り、被覆管が溶け、ケーブル下ののり面へ延焼したものと推定されております。対策といたしまして、のり面近傍の建物の窓ガラスに太陽光の反射を抑える反射光吸収フィルムを取りつけております。

以上が福島第一及び福島第二原子力発電所からの平成29年5月から7月分の通報実績となります。なお、資料の3ページから9ページに福島第一の通報内容、10ページから11ページに福島第二の通報内容を掲載しております。

また、12ページに期間中の発電所状況確認の内容を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。委員の方より質疑を受けます。ございますでしょうか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） 福島第二の今説明があったところなのですけれども、この建物の窓からの反射光が集中したということなのですけれども、この事象のあったケーブルというのは、もともとあつたものなのか、今回の災害で特別に敷設してあるものなのか、どちらなのでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） お答えいたします。

こちらのケーブルにつきましては、NTTドコモが所有する光ケーブルのケーブルになります。ですので、特段発電所自体に何か損傷を与えるようなものではなく、光ケーブルとしてのケーブルということで報告を受けております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員よろしいですか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） その光ケーブルは、従来からあったものなのか、新たに最近敷設したものかというのを聞いていますか。

○委員長（宇佐神幸一君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） 申しわけございません。そちらまでは聞いておりません。後ほど確認しておきます。申しわけございません。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございませんでしょうか。

11番委員。

○11番（渡辺三男君） 今の関連なのですけれども、普通であればこういうことは考えられませんよね。事故の要因をこじつけて特定しなくてはならないから特定しているのだと思うのだけれども、そもそもこういったケーブル線がのり面はっている自体が問題だと思うのだ、私は。本来であれば考えられないことなのです。電柱から電柱張るものが、のり面はわしているからこういう状況が起きるのです。今回はNTTのケーブルだということで、原発は関係ないという話ですが、原発の敷地をそういう状況で走らせているのは東京電力の指示ですから、これ大きな問題なのです。本来ガラスにフィルムを張ったということなのですが、そうだとすれば全部のガラスにフィルム張らなくてはならないし、そんなことはちょっと不可能なかなと思うのです。

では、どうするのだというと、やっぱり配管をきっちと、そうやって反射で熱を持って火が出るようなものを使わないできっちとカバーするのが本来の筋なのかなと。ケーブル管もそうだし、電力側の配管もいっぱい通っていますので、電気の配管とか、配線とか。だから、そういうふうにきっちと直していくないと、やっぱりとんでもない事故につながりますので、これはきっちとやってもらわなくてはならない。こじつけて原因を特定しているように私は思うのだけれども、その辺をきっちとやっていただきたいと。ここで答弁してくれと言っても無理だと思うので、そういうことを強く言ってもらいたいと。また後で多分説明に来るかと思いますので、その辺もとりあえず質問はしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） ありがとうございます。

1つだけ、済みません。ご説明が漏れましたので、1つだけご説明させてください。こちらのケーブルにつきましては、通常電線と同じとおり、空中にあるもののケーブルです。それがちょうどこういうような事象が起こりまして、燃えたことにより、その下にあるのり面に、空中で燃えたものが下に落ちてのり面が燃えたという事象になります。ご説明が不足していて申しわけございません。ただ、委員のおっしゃるとおり、燃えないものを使うのが、もちろん筋だと私も思いますので、そちらは第一、第二にかかわらず積極的に申し入れをしたいと思っております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 最近、車の車載カメラから発火するとか、あと飛行機なんかのバッテリーなんかから煙出るとか、そういういた何かいろいろなバッテリーがあるみたいで、この東京電力の中もいろんなところにいろんな例えばバッテリーがあるとすれば、自然発火の要因になるようなものは総点検して、やはりその可能性の薄いものと交換してもらうとか、十分注意してもらうとか、そういうお願ひをしたらいいと思うのですが、その辺どうですか。

○委員長（宇佐神幸一君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） 福島第一に限りましては、構内に点検工場がありまして、そちらで点検しているというお話は聞いておりますが、申しわけございません、福島第二についてはそちらを確認しておりません。福島第二につきましても、第一につきましても、やはりそういう点検は必要であり、交換は必ずしていただくことが一番必要だと思いますので、そういう話につきましてもあわせて話をていきたいと思います。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

10番委員。

○10番（高橋 実君） 7ページ、7月5日の1Fの1号タービン建屋における運転上の制限の逸脱について、これ概要書の文面見た状態で質問させてもらいます。

この概要の中でT.P. 2,000超えれば逸脱ということで電気マンホール1、2の排水開始になって、サブドレン水位の高さまで下がった状態で排水をとめるという文章なのだけれども、サブドレンの水位が2,000に対して幾らまで下がったらとめるのか。

それと、事前にこれ自動で電気マンホールの排水のスイッチ関係が入るのか、手動なのか、もし自動であれば構わないのだけれども、手動であれば自然に2,000を超えた時点でフロートみたいな機械でスイッチが入って排水して、サブドレンの適正水位までなったらば、排水をとまるような状態になっているのか、教えて。

○委員長（宇佐神幸一君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） こちらのタービン建屋につきましては、今現段階動いているような状況ではございません。

ただ、こちらは滞留水が、そのまま水の汚染水が滞留されているような状況にあります、規制庁等のお話も含めまして、津波とか、そういうものの再度起きたときに危険の要因となるものにつきまして、このようなタービン建屋にある滞留水が指摘されているというような話から、こちらの滞留水を抜く作業というのを実施しております。その中で通常のタービン建屋の中を今まで抜いてきたわけですが、その中でも隔離された場所につきましては、なかなか調査ができなかったということで、隔離された場所の調査を今回行ったところ、この電気マンホールと言われる場所、実際使ってはいない

のですが、この場所の中に水がたまっていたということになります。その水がサブドレンの水位2,000を超えて確認をされたために、一応制限上の逸脱というものに該当するということで、1度制限上の逸脱を宣言しまして、後ほどポンプ等で回収をして、その水位が、要は水を回収し終わったということで水がなくなったことによって、制限上の逸脱から解除したというような形のお話になります。ですので、こちらにつきましては今現段階使われているというような状況ではなくて、汚染水がそちらに入っているというような状況の、今現段階では入っておりませんが、今までそういったような形の汚染水をためていた場所というような形になります。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 10番委員。

○10番（高橋 実君） だから、2,000に対してうまくないということで排水したのでしょう。そして、サブドレンの水位より低くなったからとめたのでしょう、7時間後に。なら、2,000に対してサブドレンの水位高とは何ばあるのと聞いているの。

○委員長（宇佐神幸一君） 係長。

○生活環境課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） 申しわけございません。

サブドレンの水位をいつも何ミリに保っているという情報は今持ち合させてございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思います。申しわけございません。

こちらにつきましては、今現段階使われておりませんので、自動、手動というよりも、もう使われておりませんので、そのマンホールの上部に穴をあけて、中身を調査した結果、このような形になっております。ですので、今となれば自動も手動も正直ないところというのが現状です。

○委員長（宇佐神幸一君） 10番委員、よろしいですか。

○10番（高橋 実君） 質問した数字だけあと確認して教えてください。

○生活環境課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） はい、わかりました。申しわけございません。

○10番（高橋 実君） 今使われている、使われていない関係ない。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（宇佐神幸一君） 今委員より質疑なしの発言が出ましたので、以上で付議事件1を終わりたいと思います。

次に、東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所中長期ロードマップの進捗状況について、福島復興本社に説明を求めておりますので、直ちに入室を許可いたします。

暫時休議します。

休 議 (午前10時17分)

再 開 (午前10時20分)

○委員長（宇佐神幸一君）では、再開いたします。

付議事件に入ります。

まずは、説明のための出席者は福島復興本社より大倉誠代表を初め、お手元に配付した名簿のとおりであります。福島復興本社を代表いたしまして大倉代表より新たな新任も含めましてご挨拶をお願いしたいと思います。その後各担当者に簡単に自己紹介をお願いいたします。よろしくお願ひします。

では、まず手を挙げてください。

大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君）福島復興本社の代表に就任いたしました大倉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どもの福島第一原子力発電所が引き起こしました大きな事故から6年5ヶ月、もう数日で6年と半年になります。この間、富岡町の皆様には本当に大変なご苦労、ご迷惑をおかけしました。また、今もなお大勢の方々がお帰りになれずに避難を続けておられる、あるいはお帰りを迷っている方々にもまだまだご不安な日々を過ごしていただいている、本当に申しわけなく存じます。深くおわびを申し上げます。申しわけありません。

私、6月の23日に弊社の株主総会を経て、石崎の後を受けて福島復興本社代表に就任をいたしました。その前4年間、石崎の下で東京を本拠地にしておりましたが、復興調整部長というポジションで石崎の補佐を続けてまいりました。その間、特に浜通りには自分で車を運転して何度も通うようにいたしておりましたけれども、このたびからはこちらに住まわせていただきまして、石崎の後を受けてしっかりと責任を果たしてまいりたいと、このように考えております。

会社全体も会長、社長を初めとして大きく体制が変更になりましたけれども、中でもしっかりと話しておりますけれども、福島に対する責任、大きなご迷惑をかけた、このことに向き合って責務を果たすことにはいささかも変わりはありません。また、石崎も残ってくれましたので、毎日私は石崎と同じ部屋で仕事しておりますけれども、よくよく相談いたしまして、体制の変更で何かが変わるとか、ご迷惑をかけるとか、そういうことは決してないようにしっかりと進めて努めてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君）引き続き、済みません、簡単な自己紹介をお願いします。挙手をしてからお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（浅水一成君）復興推進室の浅水でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君）続いてどうぞ。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君）復興推進室の高橋と申します。よろしくお願ひします。

○福島第二原子力発電所副所長（原子昭洋君）福島第二の副所長の原子でございます。どうぞよろ

しくお願ひします。

○福島第二原子力発電所広報部リスクコミュニケーター（櫛田英則君） 福島第二原子力発電所広報部の櫛田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） いわき補償相談センターの北瀬と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（伊藤義寿君） いわき補償相談センターの伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） それでは、付議事件2の（1）、東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。担当者に説明を求めます。説明は着席のままで説明してください。

その前に一応挙手をして委員長の許可をいただいてから説明をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君） 説明させていただきます。よろしくお願ひします。

お手元の廃炉汚染水対策の概要についてご説明させていただきます。2ページ目で状況を説明いたします。上に記載しておりますが、原子炉格納容器の温度は安定しております。また、原子炉建屋からの放出量についても有為な変動がないということで、原子力発電所は安定した状況になっております。

まず、トピック1つ目ですが、1号機の建屋カバー改裝工事の進捗につきましては、3月31日より建屋カバーの取り外しを開始し、5月11日に完了しております。これからは、瓦れき撤去作業をしますので、そのためのフェンスを設置する工事を進めております。現在は、その写真に書いてありますように、防風シート、防風フェンスをつけるための柱等を取りつけております。写真の左側にあります、こちらが北面なのですが、その上に柱、はりがついている状況でございます。あわせて調査も実施しておりますが、調査は5月から8月にかけて終了しております。

2つ目ですが、3号機の燃料取り出し用カバーの設置状況ということで、これから使用済み燃料プールの燃料を取り出すための準備をするために、ドームをつくっているところでございます。7月の31日と8月2日に写真にございます丸くあるものですが、ドーム屋根の設置を完了しております。今月中には2つ目の屋根、このピースをつける予定でございます。

3つ目のトピック、陸側遮水壁の完全閉合開始ということで、建屋の周りに1,500メートルほどの氷の壁をこれからつくろうしております。1カ所あいておりましたが、8月22日から最後の1カ所につきまして凍結作業を開始しております。

その下、1号機の復水器水抜き完了ということで、今建屋滞留水の処理をしております。1号機に

つきましては、3月にタービン建屋の一番下の階の水抜きが終わりました。復水器に水がたまつておりましたが、ホットウェルの天板の下、復水器の下につきまして8月1日から4日に水抜きが完了しております。今後2号機、3号機につきましてもホットウェルの一番下のところの水抜きをする、そのための準備をしているところです。

その下、サブドレンNo.51の水位低下、こちらにつきましては後ほど詳しく説明させていただきますが、運転上の制限の逸脱ということで、ご心配をかけました。申しわけございません。

その横、除染装置スラッジのリスク低減ということで、汚染水の処理をしておりましたアレバという装置がございましたが、そちらの処理したスラッジが残っております。こちらにつきましては、建屋の地下階に保存しております。津波が来たときに、そのスラッジが流れ出るおそれがありますので、こちらを容器に詰めて高台で保管するという計画をしております。

その左側、中長期ロードマップ改訂に向けた動きということで、7月の31日に福島評議会におきまして対策の結果等を示しております。中長期ロードマップの改訂の準備を今しているところです。

最後、戦略プラン2017の公表ということで、NDFから戦略プランを公表させていただいております。トピックは以上になります。

続きまして、追加説明資料で説明したいと思います。1ページ目をごらんください。1つのトピックとしまして、3号機の格納容器の内部調査についてでございます。報道等でご存じかと思いますが、7月19日から22日にかけて、上側の真ん中にございます水中ロボット、こちらを用いて格納容器の内部の調査をしました。事故後初めてペデスタル、圧力容器の下の部分になりますが、こちらの調査をすることになりました。

3号機につきましては、格納容器に水が入っております。そのために水中ロボットを用いて調査をいたしております。調査の結果、下に写真がありますが、ペデスタルの中におきまして構造物の損傷を確認しました。あと、右側ですが、CRDハウジングの支持金具の脱落、変形を確認しました。

右上の中央付近に、こちらが5号機のCRDハウジングの様子を示しております。これは、下から圧力容器を見上げたものでございますが、格子状のこういった支持金具がありますが、こちらも損傷してなくなっているような状況が確認できております。

右下にペデスタル内の下の写真がございます。こちらにつきましては、同じように変形が確認されましたし、溶融物が固化したと思われるようなものが確認されたような状況でございました。

最後のページでサブドレンNo.51の事象について説明いたします。8月2日にサブドレンピットNo.51の水位が一時的に低下しました。この結果、運転上の制限を逸脱したという事象でございます。右上の図面にありますように、4号機の南西側にありますサブドレンの51番というものがございます。こちらで起こった事象でございます。

その右側に水位の変化を示したグラフがございます。V字型に書いてありますのが、当該サブドレンの水位を示しております。中央付近に水平に青色で線がありますが、こちらが建屋の滞留水になっ

ております。現在滯留水が外に出ないように周りの地下水と建屋の滯留水の水位差を保つております通常建屋の滯留水よりも周りのサブドレンの地下水の水位でございますが、こちらが高いような制御をしております。この事象が起きたときに、そちらにございますように建屋の滯留水よりも一時的にそれが下がるというような事象がございました。これは、管理しております建屋の滯留水を地下水よりも低く抑えるという運転上の制限を満足しなかったということで、LCOと呼んでおりますが、これの判断をいたしました。

この事象の原因としましては、下に書いております51の近傍に新たなサブドレンを設置して穴を掘る作業をしておりました。こちらの穴を掘る作業が起因しているものと考えております。イメージとしましては、この51の水位が215の穴を掘ることによって、そちらに流れ込んで一時的に水位が低下したものと推定しております。この結果して、LCOの判断、LCOの逸脱になったのですが、このとき運転をしておりました責任者が水位計の不良だと解釈しまして、運転上の制限を逸脱ということで判断をせず、また通報連絡もしないということで、ご迷惑をおかけしました。

この事象につきまして、問題点が右側にまとめております。1つ目は、水位計の指示が低下した原因を計器故障と考えて運転上の制限、LCOの逸脱と該当しないと判断したこと。

2つ目は、この事象が後にLCOだったということがわかったのですが、過去にさかのぼってこの宣言をしないと判断してしまったこと。

3つ目としまして、今回の事象に関する通報や検査官への連絡を速やかに行わなかったこと。

最後に、今回の通報分のときに近くにありましたサブドレンの井戸のサンプリングをしました。その結果、異常がなかったことから、この事象によりまして建屋の滯留水が外に出でていないということをご連絡しましたが、実際地下水の挙動というのはゆっくりしたものでございますので、すぐに出ないといって建屋の滯留水が外に出でていないという判断はできないのですが、その地下水の具体的な挙動を十分認識しないまま公表してしまったという、この4つの問題点がございます。

まず、1つ目の問題点につきましては、対策につきましては機器のふぐあい等を考慮することなくLCOの判断をするとかいう対策を行っております。また、通報につきましては情報を共有するために発電所の本部で発話をするのですが、発話すべき対象の基本的な考え方や具体例を手順で明確にする。あとは、緊急時対策本部で周辺情報もあわせて共有し、通報連絡の必要性を判断する。また、事象が発生して正常に復旧した場合におきましても、同じように緊急時対策本部で情報共有するようなこととしました。

また、そのほかの情報につきましては、社内で手順書に明記する、今後の事象を周知する等によりまして再発防止対策を行っております。こちらにつきましては、根本原因分析を現在しているところですが、同じようなご判断ですとか、通報連絡漏れがないように努めていきたいと思います。

説明は以上となります。

○委員長（宇佐神幸一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、ではこれより委員の方により質疑を受けます。ございますでしょうか。
5番委員。

○5番（遠藤一善君） まず、前にも聞いているのですが、8分の2の最初の資料なのですけれども、いろいろ片仮名の言葉が出てくるのですけれども、例えばホットウェル天板というのを普通にお使いになるのですが、何回聞いても専門家ではないので、すぐ忘れてしまうので、きっちとここに専門用語、ホットウェルというのは多分普通の言葉ではないと思うのですけれども、機械の名称とかあるときにはどこかわかるところに、これがそうなのですよという、その説明をしているのであれば、この絵の中に一言言葉を入れておいていただけるとありがたいなと思います。その後で説明のあったペデスタルというのは、ここにちゃんと入っているのですけれども、そういうこともちょっと注意して資料をつくっていただきたいと思います。

サブドレンのN○. 51の水位低下のことできちとお聞きしたいのですけれども、概要の8分の1の左側のところに、「汚染水対策」の3つの基本方針と主な作業項目というのがあるのですけれども、この方針2のところに汚染源に水を近づけないという、あと方針3、汚染水を漏らさないという基本方針があろうかと思うのですけれども、到底今説明を受けた対策というか、原因というところになると、この基本方針そのものから逸脱しているのではないかと思うのですけれども、この基本方針を起こさないためということをどういうふうに考えてやっていたのか、ちと説明をお願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 復興推進室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君） まず、1つ目のホットウェル等の専門用語について、ちと不明確であるという点につきましては今後資料の作成を踏まえまして、反映していきたいと思っております。

2つ目の汚染水の対策の方針の2に近づけないということと、今回のサブドレンN○. 51の水位低下につきましてですが、やはり今回は汚染源を近づけないという凍土遮水壁の最終段階を閉じるという段階において、これがうまく管理できていなかつたことは不適切なことだと思って十分反省しております。

まず、今回こういう事象が起こってしまいました。計器の不良と判断してしまったことにつきましては、やはり結果して間違いでございました。こちらにつきましては、責任者も含めましてきっちり事象が起きたときは、その事象を素直に捉えまして、まず初動をとりたいと考えております。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） サブドレンの件について、1つだけ補足をさせていただきます。

今も説明の中で出てまいりましたけれども、責任者というのは当直長でございます。当直長が水位が低下したことはしっかりとわかったのですけれども、周りのほかの井戸の水位が全く変動がなかつたものですから、これは機械の故障だと勝手に決めつけてしまったという、これが1つ目でありまし

た。こうしたことないように、何か事象が起きたときには何かの可能性にかかわらず、対策本部で即座に共有をしてすぐにＬＣＯ内しようと、そういう逸脱と、そういう宣言をするという、これはきちんと反省をして取り組んでおります。

それから、もともと今ではすぐ近くのほかの井戸をずっと掘っていったときに貫通をして、そこで水位が変動したのだろうということはわかってまいりました。そこについても、水位が変動することのないようにきちんと水を入れながら、そういう原因と対策は打ってございます。いずれにしても、おっしゃるとおり汚染水に関することで皆さんにご迷惑をかけ、またそのことの発表がおくれたことについても本当に申しわけなく思っております。改めておわびを申し上げます。申しわけありませんでした。決してこういうことないように、増田ともきのう話をしましたけれども、しっかりと取り組んでまいります。申しわけございませんでした。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） 凍土遮水壁もきっと井戸とサブドレンと、そういう地下水バイパスとか、そういうもので水位は保てるという過去にもずっと話があって、それで凍土遮水壁をやっていくという話があるわけですけれども、実際にそういう判断をしてしまったということが小さなというか、状況起きているわけですけれども、ただ基本方針があるわけで、基本方針に外れるようなことが起きたときに、個人の判断にしてしまうという体制になっていたということ自体が、水位がちょっとぐらいう低下しても、水が出ないのだろうという考えではなくて、やはりもう汚染水は外に出さないというのが大前提にあるわけで、それがすごいときどきすることになっていってしまいますので、そのところは改めてではないですけれども、今後とも自分たちがつくった基本方針に沿えない基本方針ならつくってもしようがないので、基本方針があるのだったら、基本方針にちゃんととのつった対応をするように考えていただきたい。それが、会社的ではなくて、我々に対する東京電力の最低限の義務だと思いますので、そういうところはもう一回、きっと社内で考え方改めて、こんなこと二度と起きないようなことでしていただかないといけないと思いますので、その辺のことに関してどういう取り組みをしたのか、この基本方針についてのところで。それをもう一回お聞かせいただけますか。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） おっしゃること一つ一つそのとおりだと思います。本当に申しわけございません。

実は、昨日も県民会議がございました、増田と一緒に出てまいりまして、まことに同じようなご質問、ご指摘を頂戴したところでございます。増田からもしっかりとお答えをいたしましたけれども、基本方針にのつって仕事をしていくことは当然のことでありまして、しっかりと中でも再確認をするという、そういうことでございます。増田にも改めてきょう富岡の地でこういうご指摘を厳しくいただいたということを申し伝えまして、徹底をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） サブドレンと地下水バイパス、こういったものは結構効果があると。遮水壁よりも1日400トンだったものが140トンくらいまでかなり低減したので、私この8分の1の図面、今見させてもらって、この黄色い地下水バイパス、これもっとふやせばいいのではないかと思うのです。結局サブドレンは、建屋内の水位を調整するためにあるような、この緑色のポンプなのだけれども、結局建屋に行かない手前でバイパスで海に流してしまう、全然汚染されていない水をどれだけカットできるかというのが、この汚染水対策の山場なのかなと思って、今簡単に見たのだけれども、この黄色いやつをもっとふやしてもいいのかなというが、この図面を見てそんな感じを受けました。

あと、報道なんか見ると、確かに効果のあることをやってはいるのだけれども、1日400トンが140トンくらいまで下がってはきているのだけれども、まだ1F構内の貯蔵可能な量、106万トンに対して101万トンくらいもタンクの中に入ってしまっていると、トリチウムがメインなのかもしれないですけれども、そういったあと5万トンくらいの容量でどれくらいの期間がもつのかなと。増設もするのだろうけれども、結局増設が間に合わないくらいに汚染水がふえていっているのではないかと、ちょっと感じるものですから、その辺の見通し、これを聞かせてください。

○委員長（宇佐神幸一君） 高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーション（高橋邦明君） 済みません、ご質問、地下水バイパスの井戸をふやせばいいかということでございます。

今地下水バイパスでくみ上げた水、あとはその図面の緑色でありますサブドレンのくみ上げた水は地下水バイパスはサンプリングして流すということで順調に運転しているところでございます。こちらの地下水バイパスから下に地下水が流れないようにしてしまえばいいのですが、そういう機能を持たせたのが、青色であります陸側遮水壁、氷の壁でございます。今は、これで完全にゼロとは言いませんが、処理できる範囲で減らしていくと考えております。

また、タンクの容量ですが、汚染水につきましては2020年度を目途に全量処理をする予定です。現在ご存じかと思いますが、フランジタンクから漏れることがございますので、そのフランジタンクのリプレースを含めまして、新しいタンクを増設しているところでございます。

スピードにつきましては、処理する想定の量とどれくらい保管するかというのをシミュレーションしながら、設置しているところでございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 黄色い地下水バイパスをふやしたらいいのではないかと、この地下水バイパスのかわりに陸側凍土壁がその役目をするのだということで、その辺は今理解しました。

ただ、汚染水がふえていって処理が間に合わない。結局トリチウムが海に捨てられないから、どんどん、どんどんふえていくという現状があるので、それは今おっしゃったようにタンクをどんどんふやしていくというけれども、スペース的にもういつかは飽和状態というか、満杯になっていくと思うのだ。そこを計算した上でやっているとは思うのだけれども、それは十分大丈夫、余裕あっての話なのかということが質問の内容です。その辺余裕あるかどうか。

あと、もう一点、これは本部長にちょっと質問しますけれども、8分の2で中長期ロードマップというところあるのだけれども、私らいつも説明受けているのはデブリ燃料の取り出しとか、気中工法とか、冠水工法とか、石棺とかいろいろ聞きますけれども、取り出した後、私ら興味あるのは最終処分場って決まっていないわけだから、どのような処理をして、どこに何年くらい置くのか、取り出した後の話が全然説明受けていないのだ。というか、中長期の長期というところになってくれば、それは避けて通れない問題だと思うのだ。だから、例えばその辺の倉庫に置いておくという話にはならないと思うのだ。やっぱり10万年単位の話だから、何百年でも何千年でも一時保管、最終処分場が決まるまでの間、どういう状態で1F構内に置くのか、あの近傍に置くのか、それは地下300メートルに置くのか、キャスクに入れて置くのか、倉庫に置けるのか、そういうところをもっと具体的に長期の部分も説明してほしいと思うのだけれども、この2点お願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） ご質問ありがとうございました。また、ご指摘もありがとうございます。

1つ目の先ほどの回答が少し不分明でありました。あと5万トンとも聞くぞという、そういうお話をの中で、私ども2つのこと申し上げますけれども、1つは2020年までの間については、これはタンクをきちんと増設をして水をカバーしていくという、そういうことが具体的に計算されております。その後についても、敷地との関係ではまだ猶予ございますけれども、しっかりとした計算はまずは2020年までは行っているということで、それから2つ目はフランジタンクから溶接タンクに切りかえを行っていますけれども、まだフランジタンクも一部運用しております。このフランジタンクを溶接タンクに切りかえた後、だんだんフランジタンクが空になったほうは解体していきますけれども、そこにも若干余裕を持たせていて、急に大水が来たときとか、そういうときなんかのバックアップも考えながらの運用はいたしております。1つ目のご質問に対するお答えは、このようにお答えをさせていただきます。不足があれば後で高橋から説明させます。

2つ目の中長期特に長期、デブリの問題についてお答えいたしますけれども、これまず結論から申し上げますと、まだそこまで決まっていないというのが答えでございます。デブリの様子は、皆さんご案内のとおり、せんだって水中カメラでやっと、私どもはデブリである可能性とまでしか申し上げないようにしていますけれども、ほぼほぼこれはデブリだろうなと、そう思いながら画像を公開してやっと姿を捉えることができたところまで来ております。あれをこの後取り出す工法についてもN

D Fと先ほど説明しましたように原子力廃炉等支援機構、こちら、それから原子力損害賠償・廃炉等支援機構、こちら様からご提案が出て、今国で考えていただいているところです。

この取り出しまでは、だんだんと具体化してきたところですが、残念ながら取り出した後のデブリをどういう形状でどのようなものに入れて保管をするのか、またそれを何年程度 1 F の敷地の中で、その上で最終処分はどこになるのか、ここについてまだ決まっておらないので、私どももまだご説明いたしておらないのが実情でございます。

今のご意見も本当にごもっともだと思いますので、国とよく相談しながら、その方針を決めて皆様にお話をしていくかなくてはいけないと思っています。國の方針が決まり次第ご報告をさせていただきたいと思います。申しわけありません、よろしくお願ひいたします。不足があれば高橋からいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 推進室、高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君） 1つ目のご質問に対して補足させていただきます。

汚染水の保存するタンクについては、今ほどご説明差し上げたとおりですが、やはりそれを減らすということで、先ほどサブドレン N o. 51 の事象をご紹介しましたけれども、今緑色のところで建屋の周りの地下水をくみ上げるというところの増強工事をやって、汚染水を減らすというところもあわせてやっております。汚染水を処理する系統をふやす、もしくは井戸を新たに掘りまして、今回もその工事やったのですが、井戸を掘って早く効率よくくみ上げられる。あとは、それを保存するようなタンクの増設も行っております。総合的に汚染水を減らすというようなことをやっているということをご理解いただければと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 今の本部長の説明では、2020年までは大丈夫だと。だけど、2020年と言ったらそんなに遠くないよね、あと3年くらいだから。だから、何か聞いていると、あと3年は大丈夫だと今言われているみたいで、では3年たったらどうなのだという心配も出てくるし、あと何か泥棒捕まえても、もっともっと泥棒がふえてくるみたいな状況、今富岡ではイノシシというのもそうなのだけれども、捕獲してもふえてくるみたいのがちょっとかぶって見えるので、やはりトリチウムという厄介なものとして残っていくことは事実だから、会長も海洋放出なんていう言葉を言ってしまって、かなり漁業者から叱りを食っているみたいだけれども、本部長、こういった席で、ここ公の席だから、東京電力としては海洋放出はあり得ないとか、やりませんとかということは明言して、幾ら2020年過ぎて、残5万トンを過ぎても、それはあり得ないということは、ここで発言できますか。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地副本部長（大倉 誠君） 済みません、私ども会社の方針をお答えしてお答えにかえなくてはいけません。これから申し上げます。

中長期ロードマップにも書いてございます軽々に安易に海洋放出はいたしませんという方針は全く変わっておりません。川村が発言をして本当に皆さんにご心配やお怒りを与えまして、私自身も大勢の方々から叱られましたし、また謝ってまいりました。川村の発言は、本人は真意が伝わらなかつたと釈明して皆さんにおわびしていますけれども、会社としてあるいは川村個人としても、海洋放出を決めたという、そういう事実は全くなく、その前にさかのぼって安易な海洋放出はしませんという、その方針がいまだに堅持されているという、それが会社の姿勢でございます。

ただいま国の委員会等々でもご審議をいただいている。そのご審議の結果も踏まえて科学的な問題だけでなく、いろんな方々、ご不安を抱えるいろんな方々とよくよくご相談をして、安心な観点社会的な重要性の観点も踏まえて、ここまで含めて私どもとしてこうしたいという、そういう考えをこれからまとめて、皆さんと相談をしなくてはいけないと思っている段階でございます。今の段階でこうしますという方針、あるいはこうしませんという方針は、そのような考え方ではなくて、今のような考え方を説明させていただいております。どうぞご理解いただきたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。ほかの委員から。

11番。

○11番（渡辺三男君） 同じような質問なのです。

今の汚染水に関しては、トリチウムが入っているということで、それはいつまでも残っていくということで、東京電力はただ引き延ばししているだけだとしか私は思はないのです。これが2020年以降問題解決のめどが立ってきているのであれば、今の答弁理解できるのですが、全く今の状況ではそういう解決するめどがないということで、今できることといえば、最大限汚染水を減らすこと、地下水バイパスやら遮水壁、今度陸側遮水壁が最終の段階だと思うのです。それで、どれだけ減るかにかかっているのかなと思うのです。それでもゼロにはならないと、ゼロにならない以上は今までたってもこの汚染水の問題は出てくると。

それで、トリチウム含んだ水を海洋放出なんていう話もありましたが、やっぱりどういう状況か、事故から6年半です、挨拶があったように。もう国も東京電力もきっちと方針を立てるべきなのです。そういう方針をきっちと立てて廃炉に進んでいくというのが、私は筋道なのかなと思うのです。

一番頭の痛い問題だと思うのですが、この井戸の問題も実際人災ですよね。言葉巧みに立派な言葉で並べてありますが、人災なのです。今まで起きているのがほとんどがやっぱり人災なのです。いつまでたっても直らないというのが状況です。我々こういう説明受けても、説明にインパクトがないのです、同じ説明繰り返していますので。その辺をやっぱり機械だけ頼っているから井戸の水が低下しても、これは機械の故障だ。すぐに行って目で見れば、確認すればわかることがあります。普通考えれば、何かが起きれば必ず目で確認するのです。それを怠っているからこういう問題が起きるのです。どんな立派な設備があっても、努力しても人災というのはついて回るというのは、やっぱり電力は自分の目で確認しないからこういうことが起きるというのが現状だと私は思います。

そういうことから考えて、例えば陸側遮水壁完了して多少汚染水の低減、流入する量が減っていったにしても、そんなには減らないと思うのです。だから、もういいかげん腹をくくってやっぱり答えをきっちり出して審議しないと、いつまでたっても同じだということです。井戸を掘ったりいろんなことやっています。建屋内と建屋外の水位を同じ状態で保つことによって、できるだけ流入を防ごうとしているのだけれども、そんなに地下水簡単に調整はできるはずないです。ゼロなんて絶対あり得ない。そういうことで1つだけ言いたいのですけれども、もう腹をくくって30年先までの方針を出すべき。

先ほどのデブリの話もちょっと出ましたが、デブリだって取り出したら、第一原発の中に建屋つくってとりあえずとどめ置くのでしょうか。もう最終処分場と同じです。取り出したらどこかに持っていくてくれるなら、処分場ではないですけれども、それも決めないうちに取り出してどうするのですか第一原発にとめ置くのですか。そんなのは聞いていないですよ、私は。ただ、取り出せばいいという話ではないでしょう。そういう計画もきっちり説明してもらわなくては困るのです。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） まず、トリチウムの件とデブリの件に分けてお答えを申し上げます。

まず、トリチウムの件は自分の目で現場をすぐに見ればよかったですと、東京電力は、そこまでおっしゃいませんでしたけれども、協力企業任せで自分ですぐに動くという基本ができていないという、そういうお叱りを受けたものと私は認識をいたしました。おっしゃるとおりだと思います。今おっしゃられたこと、私しっかり受けとめて増田ともすぐに話をして、こういう厳しいご意見いただいたよという話をしておきます。二度とこんなことがないように努めてまいります。本当に申しわけありませんでした。

2つ目のデブリの件ともう一つトリチウムの件も同じように、これ腹をくくって先々の方針まで示せと、こういうお叱りと受けとめました。これもしっかりと私受けとめまして、東京の役員会にも戻りますので、小早川社長、皆さんからもお叱りも受けて自分なりに一生懸命地元に足も運んでおります。私としても地元の方に会っていただいて、生の言葉を聞いてもらって、私も小早川と話がしやすいなと思っています。皆さんからこんな意見をいただいたよということはしっかりと伝えますし、会社として決めなくてはいけないということもよくわかっているつもりです。一生懸命やらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番委員。

○11番（渡辺三男君） 今の答弁で理解しましたが、ぜひ我々も帰町しているのです、解除したのです。地元で生きる人は何とか前のように戻したい、戻りたい、そういう意気込みでいますので、やっぱり我々もこの事故の対処には、もう一生かかわっていかなくてはならないと思っていますので、我々ここで生きていますから、東京で会議開いてこういった格好のいい言葉で返ってくるだけでは

ないですから、我々は。現場にいるのですから。30年でも40年でもきちっと方針を示して、トリチウムもそうだし、デブリもそうだし、それに理解できる人は戻ってきてここで生活するようになるのですから。

今一番危険なのは、簡単に放出したセシウムとみんな日々に軽く言いますけれども、一番心配なのは第一原発の今の状況なのですから。どうなっていくかわからないような状況で生活するのですから。それを考えれば、先延ばしなくてあり得ないです。ぜひその辺を今後会議のたびに強く言っていただきて、早く方針を示していただきたい。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副部長（大倉 誠君） 承りました。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございませんでしょうか。

2番委員。

○2番（高野匠美君） 再度お聞きしたいのですけれども、今まで東電で何年か前は町民との対話がありましたけれども、このところないのですけれども、今後町民からの意見、それと今の原発の状況、今後の見通し、そういうのを町民の前できちんとお話しする機会というのは設ける考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副部長（大倉 誠君） 私どもそういう機会があれば、どこへでも出かけていって、また私自身がよろしければ、私も話を差し上げたいと思います。町の事務局の方とご相談させていただきまして、そういう機会、もしも設けていただけるようでしたら、私どもぜひやらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 2番委員。

○2番（高野匠美君） 向かうのではなくて、東電できちんと町民を呼んでいただきて、ここで僕たちがちゃんと説明しますよということをきちんとやってほしいということを言っているのです。どうでしょう。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副部長（大倉 誠君） 私どもの名前で町民の方にどうぞ集まつていただきたいという、そういうお願いをして、それで説明会をするべきという、そういうご意見でいらっしゃいますでしょうか。私どもそういう気持ちはございます。ただ、それがよろしいのかどうか、ぜひ町の方とも相談をさせていただいてやらせてください。私どもどこへでも出かけていく気持ちはもちろんございます。説明もしたいと思っています。ありがとうございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 2番委員。

○2番（高野匠美君） どうしても出かけるとしか言わないのですね。

原子力規制委員会の方もよく新聞なんかでも言うのですけれども、余りにも東電は上から目線で、本当に町民と寄り添っていないというのが、このところ私はとても新聞で見るとそうだなと思うのですけれども、今やるべきことではないのですか。私は、そう思うのですけれども、ぜひそれは私は設けてほしいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 済みません、出かけるという言葉で誤解を与えてしまったのは申しわけありませんでした。

今私浜通り電力所にいるものですから、浜通り電力所に皆さんをお迎えしてということではなく、どこかお借りしてと思ったのですが、その言葉を使ってしまいました。もしも私どものいる場所が適切であれば、もちろんそこでも構わないと思っております。申しわけありません。

それから、このごろ会話の機会がないぞとか、あるいは町民の方とお話をこちらからする、あるいは伺うという機会が少ないぞという、そういうご指摘であれば申しわけありませんでした。私ども見回りをしたりとか、何とか町民の方とお話ししたいと努めているつもりでございましたが、至らぬ点があれば工夫してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（宇佐神幸一君） 今委員より質疑なしの発言が出ましたので、これで付議事件2の（1）を終わります。

続きまして、付議事件2の（2）、その他を議題といたします。委員の皆様より付議事件2の（1）以外に東京電力に伺いたいことありましたら承ります。よろしくお願ひいたします。ございますか。

5番。

○5番（遠藤一善君） ちょっと賠償のことでお聞きしたいのですけれども、最近事業をしていたところを対象に2倍分の賠償を払って、それが足りなければ相談に乗りますとかという話があったのですけれども、何をもって自分たちの賠償を超えたたらと言っているのかが、紙1枚ではなかなか理解できないのですけれども、そういう声がちょっと多いのですけれども、その辺どういうことなのか、ちょっと詳しく説明してもらっていいですか。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） ご質問ありがとうございます。

記載の仕方が読み手によってちょっと伝わらないような形になってしまっていたかもしれません。申しわけございません。

基本的には、年間事業の場合ですので、年間逸失利益の2倍の金額ということで考えさせていただ

いているというご案内をさせていただいております。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 済みません、補足に当たりますが、2年分というのは、2年分を一括して賠償としてお支払いをして、そこでその先々のご商売の様子とか、あるいはその組み立てをしていただくという、そういうものも含めてのことですございました。2年を越した後は、まだ損害が生じておれば、私ども基本方針は損害がある限り賠償いたします、これが基本方針でございますので、その後は個別にお話を伺いまして、因果関係ですか、損害の様子を伺いたいと、そのような意味合いで2年間と申し上げております。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） 今代表から2年という話が出たのですけれども、賠償の担当の人にお聞きしたいのですけれども、私は2倍とわざとではなくて、2倍ということで書いてあったから2倍と言ったのですけれども、2年ということは3年目に入ったらまた逸失利益が出ていれば、それは逸失利益として認めるということですね。何か2倍の金額を支払った分で足りなければというか、逸失を超えたたらという書き方で文章は来ていたと思うのですけれども、ちょっとそれがわかりにくいのです。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） ちょっと済みません、ご指摘ありがとうございます。

2年、2倍という言葉のところをまずはご指摘いただいたわけでございますが、今大倉から2年という言葉使わせていただきましたけれども、2倍というような言葉でご案内をさせていただいておりまして、先ほども申し上げましたように、年間逸失利益の2倍の金額を一括してお支払いを2年前にさせていただいているということで、お支払いしている金額につきましては、あくまでも年間逸失利益の2倍の金額ということでございますけれども、これでその時点におきましての将来にわたる損害を賠償させていただいているという考え方方に立たせていただいております。

その後、当社の事故、当社と因果関係の範囲にあるさらなる損害が発生した場合には、個別にご事情をお伺いして、損害がある限りは賠償をさせていただくというご案内をさせていただいている。2倍ということでございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員、納得されましたか。

○5番（遠藤一善君） わからないので、いいです、後でよく聞きます。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 東京電力の説明と町民の感覚は、ちょっとわかりづらい。だから、こういう意味だよというものとか、今本部長が言う被害が続く限りと。被害が続く限りでも、今復興特需なんかで一時的にここ数年間は売り上げが震災前に戻ったという業種もあると思う。業種によっては、高

速道路の無料化、そういうしたもので恩恵をこうむって、そこそこ売り上げが戻っているところもあると思う。しかし、数年後にはそういうものがなくなって、全くの状態で自立しなさいと言われたときに、売り上げが落ちているかもしれない。そういう例えはここ一、二年ではなくて、5年後、10年後でも売り上げが落ちたのが原発事故との因果関係があれば、東京電力は被害が続く限りと解釈しますよとか、そういう説明本のようなものを配ってもらわないと、2年分を渡した。2年分ではない、2倍だとか、何かややこしくて、将来を2倍で清算しましたよと、あなたの将来分はもうこれですよとぽんと言われてしまったようで、どうも納得いかないものもあります。こういうものを東京電力の意図はこういうものだと、私はそう受け取っていないよと。代表も住民の声を受けとめるということを当初発言されています。それは、戻った方、戻ってこれない方、いろんな方の声を受けとめる。今住民が一番悩んでいるのは何かと、住居確保損害はそこそこ賠償してもらったので、中古住宅、新築住宅、災害公営住宅、ある程度住まいは確保できましたけれども、やはりなりわいの復活、仕事への復活が物すごくこれから悩みの種です。

先ほど5番委員が言ったように、平成27年までは賠償もらった。プラスして2年分ももらった。この29年から先が悩みの種なのです。自立できない人たちもいっぱいいるの。国の支援策で貰えないところは、東京電力も何らかの支援策を考えるべきだと思うの、国と東京電力が連携をとりながら。結局東京電力は、原陪審の指針に基づいてと言って逃げるけれども、国が指針を第4次追補以降はこういう営業損害とか何か出ていないから、生活できない人どうしてくれるのでですかと今言っている。それに対して東京電力の答えが曖昧なの。この辺きっちりマニュアル本出してください。説明本でもいいです。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 承りました。

説明がよくわからない、また曖昧だと、また住民の方々の身になればこれではわからないぞという、そういうご指摘と承りました。説明のやり方を含めて工夫させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 本部長、被害が続く限りの意味、もうこの原発事故で商売ができなくなってしまった。だから、もう収入がありません、再開もできません。こういう方も含めて、こういう方にはこういう賠償をしますよと、現在仕事を復活された方でも、5年後、10年後、いろんな制度がなくなってから自立した場合に減収分も該当しますよとか、しないとか、といったものも含めてきっちりわかりやすく説明本を書いてくれるということでよろしいですか。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 済みませ

ん、個別のケースを幾つ盛り込めるか、ここをちょっとこの場で私も約束できることではありませんけれども、おっしゃたこれではわかりにくい、あるいはもっと具体的にガイドのような形でお示しするべきだと、そういうご意見としては承りました。相談をしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 前回のこの席で建物解体のときの支障物を住居確保損害の枠の中から支払ってくれるか環境省と調整してくれと、国と調整してくれとお願いしたのですけれども、その後この件はどの辺まで進んだか、進捗状況をお話ください。

○委員長（宇佐神幸一君） 補償センター部長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（伊藤義寿君） 環境省との絡みなのですけれども、まず住居確保損害のところの解体費のところなのですが、住居確保というのは移住を選択されるか、帰還を選択されるかということで2つあるのですが、移住を選択される場合の解体費については、これは住居確保のところでは賠償には基本方針にはならないといったようなところになっております。帰還を選択した場合につきましては、解体費につきましては必要合理的な範囲でお支払いすると。住居確保損害の上限額とは別にご請求いただけるというようなことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 帰還を選択するというよりも、例えば今まで住んでいたところにやはり将来住みたいと、建物を建てる人、郡山とかいわきに家を求めていたけれども、さらに富岡にも20坪、30坪くらいの家を建てて、そこに住みたいけれども、いぐね、家の周りの囲いの木、こういったものをやはり線量高いから、線量をかなり吸っているので、根っこも吸っているし、これをきれいにしてもらわないとという人たちが結構山間部というか、山にいるのです。そういった人対策で今の解釈で言えば、小さい家でも建てれば該当ということでおろしいですか。

○委員長（宇佐神幸一君） 所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） 今ご指摘あったお話は、例えば一旦移住を選択されて、そして例えば郡山ですとか、会津ですとかにおうちを建てられたと。しかしながら、もとのおうちを修繕したり、建て直したりしたいと、こういうことだと理解をいたしましたけれども、移住された場合のその後に帰還をされるという場合につきましては、いわゆる複数の住居について費用が発生する場合だと承りましたけれども、こういう場合についても賠償金額の上限金額の範囲内で複数の住居にかかる費用をご請求いただることにはなりますが、ただし居住の用に供しない部分の建物等については対象にならないと定めさせていただいておりまして、つまり住むためと、所有と居住ということがその条件といいますか、前提になっているとさせていただいているということでございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

4番委員。

○4番（早川恒久君） 復興本社として富岡以外でもそうなのですけれども、富岡町民の家屋の片づけの手伝いとかしていただいているのですが、大変ありがたく思っております。

ただ、これがどの程度やられているのかという、ちょっとご報告等をいただいていいのですけれども、実際に年間でどのぐらいの件数をやられているのかをちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

○委員長（宇佐神幸一君） 室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（淺水一成君） 淺水でございます。ご質問ありがとうございます。

今手元に1年間、年間のという数字はございませんけれども、4月から7月までの4ヶ月間の実績で申しますと、屋内の片づけで154世帯、それ以外にもご自宅の除草関係を180件やらせていただいておりますので、単純にこれの3倍ということにはならないかもしれません、ざっとそれぐらいの規模、イメージでございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 4番委員。

○4番（早川恒久君） ありがとうございます。

4ヶ月間ということで今お示しいただいたのですけれども、結構申し込みが殺到しているというお話を聞いていまして、特に夏場は除草をやってほしいという方が多いと聞いているのですが、順番がなかなか回ってこないというお話を聞いているので、その辺の増員とかというのはお考えあるのでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） 室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（淺水一成君） 今ご指摘いただきましたとおり、要望になかなか速やかに応え切れていないということがあるのは事実でございまして、こういった活動につきましては、私ども復興推進室に所属する直営の部隊が中心となりながら、関東地方でふだんは勤務している者をこちら福島の地に来ていただいて、うちらの者と一緒に活動してございます。そんなこともありますて、極力増員という意味ではそういう支援者の数をふやしながら、極力対応していきたいというところではございますけれども、なかなかこういった屋内片づけにせよ、除草にせよ、一定の安全上の配慮等々もございますので、しっかりと管理できる者を配置しながら、支援者とともにということで、私どもの直営の部隊の増員といいましょうか、こういったところも含めながら、順次対応を図っていくところでございまして、極力ご迷惑をおかけしないように迅速に対応できるように努めてまいりますけれども、いましばらくご猶予いただければということでございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 4番委員。

○4番（早川恒久君） ありがとうございます。

一生懸命社員の方がやっていただいているということで感謝はしているのですが、1つちょっと疑問に思うというか、もう一つ聞きたいことが、片づけとか除草に復興本社に来ていただいている社員の方というのは、ご自分で志願しているのか、もしくは会社の命令で来ているのか、その辺基本的に私の個人の考えとしては全東京電力の社員の方が1度はこの地に来ていただいて、そういう仕事をやっていただいて、目で見ていただくというのが一番大事だと思っているのですけれども、その辺どのようにこちらに来てやっていただいているのかをちょっと聞かせていただきたいのですけれども。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 溫かい言葉をありがとうございました。

まず、本人が手を挙げているかどうかということについてお答えするのですけれども、まず会社としてこれは決めた方針でございます。ご迷惑かけた地域に全職員が足を運んで、またその地域を自分たちの事故で一体どうなっているのかという姿を見ること、それからかけたご迷惑に対して何がしかでもお手伝いをすること、それは会社の方針でございます。

ただ、来ている人間たちも実はとてもよくその方針を理解してきていると私は承知しております。ただ来て帰すだけではなくて、社内でビデオを見せたり、あるいはやった後でアンケートとったり、感想文とったりと、そういうこともいたしております。

その中では、福島のご迷惑かけた地域のお手伝いについてどう思うかとか、今後もやるかとかいう、そういう設問もありまして、本当に全員がこれはしっかりとやりたいと、改めてそう思ったという、そういうような感想を示しておりますので、会社の方針でやっているとはいえ、全社員が心を一つにやらせていただいていると思っております。

富岡だけではなくて、ご迷惑かけた広い地域、全部合わせての数字ですけれども、これまでの累計で36万人日を超えております。1人の人間が1日働いたのを1人日とカウントして、それが36万ございます。全社員がやればということでしたけれども、今私どもの社員が大体3万3,000人でございますので、1人当たり12日以上はこれまでやっているということになります。これは、まだまだ終わりのないことではございますので、引き続き全職員でやってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

10番委員。

○10番（高橋 実君） 資料渡されている中の富岡町に係る賠償関係でちょっとお尋ねしますけれども、個人本賠償99.6%、圏内法人、個人91.4%、圏内農業88.3%、かなり補償関係も進んでいると思うのだけれども、それに伴って係る人員、かなり削減しているのか、何かスケジュール的にかなりかかっている部分があるみたいなのだ、前と比べると。そこら辺まず1点教えて。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 人員でございますけれども、特段削減とかいう、そういうことを考えたことはございません。全体で何千人という人間で仕事している中で、一斉にダイレクトメールを送るとか、そういった大量のお仕事があった時期がございました。その時期に比べては、全体の人数は減ってきておりますけれども、ここへ来て賠償に携わる人間、特に第一線の人間を対象に減らすという、そういうことをいたしてはおりません。

○委員長（宇佐神幸一君） 10番委員。

○10番（高橋 実君） 補償というのは、もうう人はあったものに対する補償だから、早く内容を決めて早く補償金が手元に来ないと、その分の自分が思っていることが前に進まないの、そのための補償だから。だから、これだけの示談というか、補償内容のパーセントが上がっていったから、それなりに人員削減して残っている部分の補償問題が前は3カ月なら3カ月、4カ月なら4カ月でかかったのが1.5倍とか、物によっては倍近くもかかってきているのかなということがあったもので、聞いているのです。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 先ほどお答えしたとおり人、この進捗にあわせて第一線の人間を減らしたとかいう、そういう事実はございませんし、またもしもご自身か、あるいは身近な方で、これは時間がかかり過ぎだという、そういうことがあればぜひ個別に承らせていただきまして、きちんと対応させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 10番委員。

○10番（高橋 実君） 法人格も個人のやつも個別で大体やっているのだから、これが今までと違つてスケジュール的に日数がかかり過ぎるし、二転、三転した数字を出してくるというのは、このパーセントから追っかけて人が減ったりして、現地対応する人、東京で算定する人の人員が少なくなっている。日にちがかかり過ぎているのかという質問なのです。そういうこと、大倉さん、あるの。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） お答えしているとおり、皆様の賠償に係る実務をする人間たちの人数を減らしてきたとか、そういうことはございません。繰り返しですけれども、ご自身かあるいは身近な方でかかり過ぎだと、おかしいとぞということがあれば、ぜひとも承らせていただきまして、対処したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○10番（高橋 実君） ないようにだけお願いしておきます。

○委員長（宇佐神幸一君） いわき補償センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） ありがとうございました。

ちょっと補足させていただきます。冒頭委員から個人本賠償、それから圏内法人、個人事業主、それから圏内農業のお支払い完了率のことについて数値をおっしゃっていましたけれども、ごらんのとおり6年半たって、当初に比べるといいますか、当たり前ですけれども、時間もかけていますので、これぐらいのお支払い済みというパーセントにはなってございます。

しかしながら、やはりいろいろと内容的に審査に時間がかかるものですとか、それから場合によってはご意見を賜りながら進めているというようなところで、量的にはこれだけのパーセントを達成している部分もあるのですけれども、中にはなかなか前に進まないというのもあったりしまして、残ってしまっているものもあると思います。

そして、もう一つはご指摘のとおり個別のお話の中で、以前に比べて大分時間がかかっているのではないかというようなケースも当然あろうかと思います。場合によっては、特に個人様の場合で審査というか、見させていただく内容の点数とか品目のようなものが多い場合だと、やはり結果としてお時間をいただいてしまっているケースも当然なくはないものでございますけれども、もちろん当たり前の話で速やかに各東京、それから現地、連携をして余計な時間をかけないような形で速やかに対応をしていきたいと考えております。これはもういささかも変わっておりません。引き続ききちっとやってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） まず、賠償なのですが、賠償で1つちょっと意味不明な点が法人も個人も、あとは農業関係もそうなのですが、ある程度賠償はもう方針出て支払ってもらっていると思うのですが、個別の事情によりという言葉なのです。だから、個別の事情によりって、どういった事情が認められるのか、その辺がはっきりしないと我々町民に聞かれたときに、答えることできないのです。例えばの話、いわきに避難していて商売やっていて、富岡に戻ってきたよと。例えば商店街なら商店街富岡で店開いたが全然売れないと、やる努力していても全然売れないと、そういう状況が生まれれば、それは賠償しますよというのか。だから、努力が認められれば賠償しますよ、それに達しなければ。そういう意味なのか、その辺の意味がはっきりしないと、我々も聞かれても答えることできないし、個別の事情によりというのは、私はそう理解しているのですけれども、例えば農業者だったら米をつくりましたよと、売れなかった場合には当然国が買い取ってくれるものだと思っているのだけれどもその辺は国が買い取らなかったら東京電力さんが買い取りますよとか、その分の利益分の収入分のお金は出しますよとか、その辺をはっきり教えてください。

あと、先ほど6番さんが質問して、さっぱり理解のできる答弁なかったのですが、富岡の建物を解体しましたよと、それで今は庭木も庭石もある程度周りの囲い木も切って、解体のときに全部処理しているのです、環境省が。ことしの4月以前のものは、庭木とか石とか周りの囲い木とかは一切手をつけなかったのです、それは解体ではやりませんと言つて。それで、解体で建物だけ壊してきれいにしていたのですけれども、それで宅地を借りていた人たちは、今度返すためには自分で植えた庭木も、

自分で持ち込んだ石も、周りに植えた囲い木も、全部撤去して皆さん50万円とか100万円とかというお金を支払っているのですよ、業者に。そういうものはおかしいでしょうと、水面の汚染物質だから環境省で本来は片づけるものでしょうと、そういう議論何回もした中で、それは建物を取得損害で見ますよと、お金が残っていれば。そういうので出す方向で考えますよと会議で言ったときあるのです。それは出すのですか、出さないのですかという質問あったと思うのだけれども、さっぱりわけのわからない話で、郡山にうち構えたら、もう向こうに移ったということだから、富岡の片づけにはお金出せませんよという答弁しましたよね。私は、そうではないのではないかと思うのです。やっぱり4月以降は、環境省で庭木も石も全部撤去しているのです。そうすると、前やった人と不公平が生まれていますよね。その不公平分の金額は誰が出すのだということなのです。

それと、あともう一点なのですけれども、先ほど原発委員会でちょっと質問させてもらったのですが、7月12日の福島第二原子力発電所構内の裏面での火災に関する原因と対策ということで、最終的に建物のガラスから反射して常に反射した光で熱を持って、それが火災の原因だと、そこが燃えて下に落ちて枯れ草に火ついたという原因特定したみたいなのですけれども、そんなことあり得るのですか。私は、そういうことあり得ないと思っているのですが、この火災の原因の特定は消防署がしたのか、警察署がしたのか、東京電力がしたのか、消防署とか警察が立ち会って特定したとすれば、それは仕方ないことなのかなと思うのですが、その3点お聞かせください。

○委員長（宇佐神幸一君） どっちですか。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（伊藤義寿君） まず、済みません。順不同で申しわけございません。2点目の住居確保損害のところのご説明をさせていただきたいと思います。

委員ご指摘のとおり例えば郡山に避難されまして、富岡の庭木とか住居を撤去した解体費のところなのですが、住居確保損害のところはあくまで居住するというところが目的になりますので、解体しただけでは住居確保の損害ではちょっとお支払いがされないといったのが原則論であります。ただし、そちらで2世帯とかで郡山に戻りまして、親の方たちがやっぱり地元の富岡がいいのだよということで家を建てる場合に、庭木とか庭石を撤去して、そこに家を建てて住まれるという場合は、住居確保の上限の金額の中でお支払いがあるといったようなことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） ありがとうございます。

1点目の例示の話についてお答えさせていただきます。このお話は、いろんなところでもいろんな方からも同様のご質問やご要望をいただくようなお話をございますけれども、個別、個別と言わないで具体例、こんな形だったら支払われるのだよとか、こういう場合は支払われないのだよとか、そういうケース、具体例を1つか2つでもいいから示してくれないかと、こういうようなご要望だと承っておりますけれども、そもそも損害賠償は個別、個別のケースで事実関係が一つでもちょっとでも、

外見的に見ても同じようであっても違うと判断が大きく違ってしまうこともあります。

そして、またさまざまな事情、環境等はそれぞれのご請求者様によって違うということも認識しております。賠償に関して例示をするようなことによりまして、かえって皆様に混乱といいますか、誤解のようなものを与えることにもなりかねないと考えておりますので、こういうケースだったら丸、こういうケースだったらバツ、三角というような、そういうような例示につきましては控えさせていただいているといった状況でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 櫛田さん。

○福島第二原子力発電所広報部リスクコミュニケーション（櫛田英則君） のり面の火災の件につきましては、当社の研究所で当時の太陽の高度をシミュレーションいたしまして、それで光がその時間帯に焼損しましたケーブルのところに集中をするということはある程度は確認をしてございます。太陽光が反射をして、そういう火災を起こすという実例はまれではございますが、何件か報告事例はございます。今回ケーブルが火災したということで、さまざまな原因追及を実施してまいりましたが、やはり太陽光の光が原因しているということを否定することができませんので、最終的にはそのような形で報告をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） まず、賠償なのですけれども、個別の事情というのは今まで何件かもう処理していると思うので、何でその辺をきちっと言わないか不思議なのです。まだ一件もそういったケースがないのであれば話は別です。もう6年半ですから、もう数十件、数百件、数百件でもきかないくらい、個別の事情の処理はあると思うのです。何でそうやって濁した言葉にするのですか、いつもその辺をはっきりしてください。

あと、住居確保損害の中で例えば庭木、庭石の片づけ費用出せないですかという話は、前に多分そちらで考えるだか、出しますと多分言ったはずなのです。ただ、それでも出したにしても自分でお金出した人もいるわけですから不公平なのです。2世帯で1世帯分は郡山につくった、2世帯目の親が住む家は富岡につくる、そんなのは見れるの当たり前でしょう。当たり前のことを言わないで、質問しているところに出せるか、出せないか、はっきり答えてください。前に出せると言ったので、出しますと言ったので、環境省もいたと思うのですけれども。

あと、今のケーブル線の太陽光の話ですけれども、否定も肯定も多分できないと思いますけれども、そういうものを原因として特定して発表するのは、私はちょっと無理があり過ぎるのかなと。そんなことで発火したら、電力の中のケーブル線から何でも全部全て太陽光の影響を受けないように処理してもらわないと、安全に暮らしていくできません。消防とか警察が入って特定したのであれば、それは公的機関ですので、もうちょっと納得するしかないのかなと思うのですが、ぜひその辺は何回言ってもあれですので、今後そういうことのないようによろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君）　補償センター所長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君）　ありがとうございます。

まず、1点目の個別と言わずにケースを示せというご指摘でございますけれども、繰り返しになって恐縮なのですけれども、確かにこれまでいろんなケースが積み重なっておりまして、その件数というのは多数に上っております。

ただ、その中でもそれぞれ極端な言い方しますと全て事情が違うというようなこともあります。それをある意味で例示というような形で示してしまうと、本当の意味でそれがある意味基準のようなものになってしまって、それに該当しないから請求するのやめようと思ってしまう方も中にはいらっしゃるでしょうし、ほとんど一緒に何でというようなご意見もあるかもしれません。そういう意味で具体的な話に近い形での例示というのは控えさせていただきたいと。繰り返しで恐縮でございます。

○委員長（宇佐神幸一君）　補償センター部長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（伊藤義寿君）　2点目の住居確保損害の解体費についてご回答させていただきます。

回答にしますと、あくまで住居の建てかえを伴わない場合で解体費、庭木、庭石の解体、例えば更地にしただけといったところでは住居確保損害の賠償の対象とはならないといったところも今の取り扱いになっています。ただし、個別のご事情ということで、今北瀬からも回答ありましたけれども、さまざまな解体に対しての事情があるとは思っておりますので、その事情を丁寧に説明を聞きながら、丁寧な対応をさせていただきたいと思っております。

○委員長（宇佐神幸一君）　原子さん。

○福島第二原子力発電所副所長（原子昭洋君）　先ほどの福島第二のケーブル火災の件で少しあまた補足をさせていただきます。

焼損したのは、光ケーブルといいまして通信線でございました。これ自体は金属はないため、それ自体が発電するようなことはございません。3月に事象が発生しまして、6月ということで時間がかったのは、いろんなケースを想定して、この光ケーブルが焼損するに至った原因は何かということで特定に時間がかかったということでございまして、確定的に収れん火災ということで決めたわけではありませんけれども、この光ケーブルの持ち主である、これはNTTですけれども、そちらでも調査をしていただきました。そして、私たちの研究所でもこの光ケーブルを借り受けて調査をさせていただきました。その結果、気候だとか事象だとか季節だとか、そういった偶発的な、偶然重なった収れん火災であると考えることが否定できないという結論に至ったわけでございまして、この件につきましては発電所の中でもほかに起こり得ることがないかどうかということも検証してございますけれども、ただただ偶発的だということもございますので、この地点がこの時期危ないと、そういうことはちょっとお話をできなかったのですけれども、こういった事象が福島第二で発生したということ

につきましては、第一、そして柏崎にも共有をしてございまして、今後そういったことがあった場合の一つの原因としては、知見の拡充ということに役立つのではないかと思ってございます。

いずれにしても構内で火災が起きたことにつきましては、住民の皆様を初め、大変なご不安とご心配をおかけしたことは大変申しわけなく思ってございます。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 賠償に関しては理解できません。というのは、富岡町で個人でも法人でも事業をなさっていた人たちがいっぱいいるのです。そういう人たちが今の富岡町に戻ってきて商売が成り立ちますかということを一番先に考えるのです。そういう人たちに戻ってきてもらわないと、町民は買い物する場所ないとか、何する場所ないといって、また町民の足も控えてしまうのです。そういう考え方のもので賠償の仕組みをきちんと出すことによって、個別の事情なんてばかしておかないと、それをきちんとすることによって戻ってきて、営業始まる人も中には私はいると思うのです。例えば規模に対しての売り上げイコール食べるだけの収入がなかったら、それはある程度は見ますよとか。そういうことをきちんと言わないと、町に戻ってくる人がいないのです。そういう意味で私聞いています。そうやって個別の事情なんて濁しておかないと、それも早急にやっぱり出してもらわないと、どういう事情が起きたら賠償しますよということをきちんとうたってください。今うたってくださいとは言いませんので、この次にこういう機会あるときには、きちんと答弁できるようにしてきてください。

あとは、住居確保損害、言っていることはわかるのですが、どこで見るのだということで、以前そっちの住居確保損害で見ますよという話あったと思うのです。そちらで請求してくださいという話があつたはずなのです。そういうことでそっちの方向に進んでいったのですけれども、私はそれは賛成ではないのです。それは、権利以外のものにお金を使うことになってしまいますので、あくまでも住宅を確保するための権利ですから、おっしゃっているとおりなのです。だけれども、残っている人に関してはそれもありですよという答弁あったと思うのです。その辺もきちんと整理てきてください。

あと、第二原発の原子所長、よく理解はしています。理解していますけれども、今後起きる可能性もありますよね、そういう事象だとすれば。その辺を十分ご検討いただいて、今後の対策に取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 前2つにお答えいたします。

1つ目のお話は、復興帰還にもかかわる話として繰り返しご提言をいただいたと受けとめました。もう一度ちゃんと整理してきてくれというご指示もございましたので、よくよくその賠償にとどまらず、少し幅広によくみんなで相談をして、次回までにお答えをさせていただきます。

それと、庭石、あるいは木に係るものと、それから環境省との関係、それから前に答弁があったはずだよという話もございましたので、そこも含めてきちんと整理をして、これも次のときに持ってきてたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

議長。

○議長（塙野芳美君） 3つほど確認しますけれども、余計な言葉結構ですから、短く端的にお答えください。

まず今の庭木、庭石の話ですけれども、非常に機械的な模範回答してもらって話にもならないのですけれども、解体費用は別途見ますと、ただし帰還する人の場合と。これは、ですから住居確保損害とは別に払いますということですね。ですから、別な議員が質問したときにどうもそこがかみ合っていないので、それ改めて言わないとちょっとやりとりが勘違いした部分があると思うのです。

それで、今度移住する人に対しては確保損害の上限の中で見ますと言ったはずですよね。その確認します。その確認と同時に、このことはそんなことではなくて別なお金をくれと言っているわけではないのだから、移住しようが帰還しようが、この部分は確かに国とのやりとりの中での、環境省のやり方の違いもあるのですけれども、庭木、庭石を片づけたいのです。ですから、今のそのほかの建物の中の片づけとか、除草とか、これをやっていただいている、これらに対して本当に感謝します。でも、ではそっちでうちのルールにないから、それは出しませんよというのなら、ではその部分も逆にやっていただけますかというのが1つ。

それから、住居確保損害の支払い状況はどうなっているか。前回か前々回あたりから前統計はここにデータ出てきたのです。ところが消えたのです。どうなっていますか、教えてください。

それから、当然大倉さんも含めてご存じだと思いますけれども、県の借り上げみなし仮設、これは1年延長になりました。東電の家賃賠償というのですか、ちょっと正規な名称はわからないのですけれども、東電のあれを利用して家賃を払っている人いますよね。この部分も当然私は県が延ばしたのだから、東電も延ばすべきだと思うのです。でないと、避難している人間にとてどちらに払ってもらっているかはともかく、不公平が出るので、そこを正式に発表してというか、お答えいただきたいのですけれども、この3点をお答えください。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） まず、私のほうで包括的に3つともお答えをしてから、もしも必要であれば補足をさせていただきます。

庭木、庭石の件はこういう趣旨だよというご指導いただけまして、よくわかりました。先ほど申し上げたように次回きちんと整理をしてお話しできるようにしたいと思います。

それから、住居確保損害、今まで進捗状況の統計があったのだけれどもということであれば、ちょっと私も不勉強でした。これも次回はと思いますし、またあれでしたら個別に今の数字はお持ちする

ことはできますので、どうぞお申しつけいただきたいと思います。

最後の住居に関する県が延長してくるというときに東電はというお話でございます。大変に難しいなと思って今社内で検討しているところで、まだちょっと私も返事ができる状態になっていないのですけれども、よくよく検討して表明したいと思っております。済みません、答えになりませんけれども、以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君）　いわき補償センター部長。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（伊藤義寿君）　2点ほどお答えさせていただきたいと思います。

まず、住居確保の損害の合意実績のところですが、ことしの7月31日の段階になりますけれども、うちのシステムで調べますと約4,000件、お金にしまして550億円の合意の実績というところに7月の末の段階ですけれども、なっておるといったところでデータがあります。

あと、続きまして、家賃賠償のお話なのですが、確かに仮設の住宅とかが1年延長になったといったところで、さまざまなもので申し入れとかも受けているのは事実でございます。今のところ弊社の方針では、27年6月の閣議決定とか、中間指針を踏まえまして家賃賠償につきましては平成30年の3月までということで、今のところ賠償の動きのところは家賃は30年3月というところは変わらないと。ただ、さまざまなものからお声とか、申し入れがあるということは事実でございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君）　議長。

○議長（塙野芳美君）　大倉さん、では今パーセントがちょっと出ていなかったので、ですからそれは個別ではなくて、議会宛てに出してください。前出していたのだから、出せない理由はない。もしかしたらば、余り進まないから出したくなかったのかわかりませんけれども、それは議会宛てに、個人ではなくて出してください。今の答弁の中でも件数とか、金額を言われてもわからないです。パーセンテージを言ってもらったほうがありがたいです。

それで、事実関係はほぼわかっていますので、別に事実関係の今当社がやっていませんとか、考えていますとかという程度のものであったら、もう公表されているものであったら、改めてお答えいただかなくても結構です、そういうものは。ちゃんとした、もうちょっと親身な答弁を私は求めているのであって、当社のメニューにないとか、こうなっていますとか、そういうことではなくて、せっかくのこういう場面だから、もっとちゃんと答弁をいただけるものと思って、こういう場面を設けているはずですので、もう少し親身な答弁をいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（宇佐神幸一君）　大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉　誠君）　済みません、ご指摘をいただきました。もう余計なことはいいから、きちんと核心で答えろという、そういう

お叱りを受けたと思っております。済みません、心がけてまいります。

その上で繰り返しですけれども、1つ目と2つ目については議会に出すようにというご指示を今承りましたので、1つ目は整理してまいる。それから、数字は議会にお出しをさせていただきます。パーセンテージでお出しをさせていただくと。

それから、家賃賠償、先ほど今こういう状況と申し上げましたのは、私さっきお話ししたとおり、会社の中ではいろんな要望を受けて、また要請、それから要求、いろんな活動の中で言われております。会社の中で今検討はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） 議長。

○議長（塚野芳美君） くどくなりますが、一言だけ言って答えは要りませんけれども、メンバーがかわったからかどうか知りませんけれども、以前よりも答弁の中身が薄いです。

終わります。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） なしという委員からいただきましたので、これで付議事件2の（2）を終わります。

ここで福島復興本社、大倉代表を初め復興本社の方々に退席をしていただきます。

暫時休議します。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （正 午）

○委員長（宇佐神幸一君） 再開いたします。

次に、付議事件3、その他を議題といたします。

町執行部よりございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 委員の皆様よりございますでしょうか。

6番。

○6番（安藤正純君） ただいまの東電とのやりとりの中で曖昧というか、はっきりしない問題がいっぱいあるので、やはりこの通報連絡も大事ですけれども、賠償に特化したような会議、これを例えればきょう来たメンバーで答えられないようなものも入ってくると思うので、本店の賠償の責任者のような人に来てもらって、再度こういった席を設けてもらいたいと思いますので、委員長、その辺は検討してください。

〔「賛成」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 今の6番委員の発言につきまして、各委員、賛成という言葉いただきましたので、議長と協議しまして進めさせていただきたいと思います。

その他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（宇佐神幸一君） なしということで、付議事件3、その他を終わります。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 零時02分)